

2006年4月28日提出

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代 表 名 代表執行役社長 西田 厚聰  
(コード番号:6502 東、大、名)  
問合せ先 広報室長 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

### 定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2006年6月27日開催の第167期定時株主総会において下記のとおり「定款変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

会社法（平成17年法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）（以下整備法といいます。）が2006年5月1日に施行されること等に伴い、定款変更を行おうとするものであります。

提案の理由、提案の内容は、次のとおりであります。

#### (1) 提案の理由

##### ①第2条、現行第7条、第34条（現行第33条）、現行第34条、現行35条関係

当社は委員会設置会社ですので、会社法施行日をもって取締役会、委員会及び会計監査人を置く旨、会社法第459条第1項第2号から第4号までに掲げる事項（剰余金の処分、配当等）を取締役会が定めることができる旨、当該事項を株主総会の決議によっては定めない旨の定めが定款にあるものとみなされています（整備法第57条）。また、会社法第459条第1項第1号に掲げる事項（自己株式の取得）については同種規定を現行第7条に設けているところであります。これらの規定を整理し、定款書面上も明確化するため、現行第7条、現行第34条、現行35条を削り、第2条、第34条（現行第33条）につき所要の変更を行おうとするものであります。

##### ②第7条（現行第8条）、第10条（現行第11条）関係

当社は定款に株券を発行しない旨の定めがありませんので、会社法施行日をもって定款に株券を発行する旨の定めが定款にあるものとみなされています（整備法第76条第4項）。また、定款（第10条（現行第11条））に名義書換代理人を置く旨の定めがありますので、会社法施行日をもって株主名簿管理人を置く旨の定めが定款にあるものとみなされています（整備法第80条第1項）。これらの規定を定款書面上も明確化するため、第7条（現行第8条）、第10条（現行第11条）につき所要の変更を行おうとするものであります。

### ③第8条関係

単元未満株式については株主総会において議決権を行使できないことに加え、会社法が定める権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めることができるようになったことに伴い、単元未満株式に係る管理の効率化を図るため、第8条を新設しようとするものであります。

### ④第11条（現行第12条）関係

株式に関する取扱いのほか、株主の権利行使に関する請求、通知の書面化等の取扱いについても株式取扱規則で定められるよう、第11条（現行第12条）につき所要の変更を行おうとするものであります。

### ⑤第14条関係

定款に定めることにより、株主総会参考書類等に記載すべき事項に係る情報をインターネットにより株主に提供することができるようになったことに伴い、より充実した情報提供を行うことができるよう、第14条を新設しようとするものであります。

### ⑥第3条、第5条、第6条、第7条（現行第8条）、第9条、現行第10条、第13条、第15条（現行第14条）、第16条（現行第15条）、第17条（現行第16条）、第19条（現行第18条）、第20条（現行第19条）、第21条（現行第20条）、第22条（現行第21条）、第23条（現行第22条）、第24条（現行第23条）、第25条（現行第24条）、第26条（現行第25条）、第29条（現行第28条）、第30条（現行第29条）、第31条（現行第30条）、第32条（現行第31条）、第33条（現行第32条）、現行第36条、第35条（現行第37条）等関係

会社法施行に伴い、会社法の用字、用語に併せて修正を要する規定が多岐にわたることから、定款の全般にわたって用字、用語の修正を行おうとするものであります。

なお、第25条（現行24条）第2項の変更は、変更前の同項に基づき既に締結されている社外取締役との責任の限定に関する契約の効力及び内容に、何らの影響を及ぼすものではありません。

(2) 提案の内容

提案の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (略)</p> <p>(<u>委員会等設置会社</u>)</p> <p>第2条 当社は、<u>委員会等設置会社</u>として、<u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律</u>（以下<u>商法特例法</u>という。）<u>第2章第4節</u>に規定する特例の適用を受けるものとする。</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 <u>営業</u>の目的は、次の<u>通り</u>とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 電気機械器具製造業</li><li>2 計量器、医療機械器具その他機械器具製造業</li><li>3 ソフトウェア業、電気通信業、放送業、情報処理サービス業、情報提供サービス業</li><li>4 化学工業、金属工業、建設業、不動産売買・賃貸借・仲介業、窯業、鉱業、土石採取業、電気供給業、金融業</li><li>5 前各号の附帯又は関連事業</li><li>6 前各号の<u>営業</u>を行う者に対する投資</li></ol> <p>第4条 (略)</p> <p>(<u>公 告</u>)</p> <p>第5条 <u>公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞にこれを掲載する。</u></p> <p>(<u>発行する株式の総数</u>)</p> <p>第6条 <u>発行する株式の総数は、100億株とする。</u></p> <p>(<u>自己株式の取得</u>)</p> <p>第7条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己</u></p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(<u>委員会設置会社</u>)</p> <p>第2条 当社は、<u>委員会設置会社</u>として、<u>株主総会及び取締役のほか、取締役会、委員会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 <u>事業</u>の目的は、次の<u>とおり</u>とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 電気機械器具製造業</li><li>2 計量器、医療機械器具その他機械器具製造業</li><li>3 ソフトウェア業、電気通信業、放送業、情報処理サービス業、情報提供サービス業</li><li>4 化学工業、金属工業、建設業、不動産売買・賃貸借・仲介業、窯業、鉱業、土石採取業、電気供給業、金融業</li><li>5 前各号の附帯又は関連事業</li><li>6 前各号の<u>事業</u>を行う者に対する投資</li></ol> <p>(現行どおり)</p> <p>(<u>公告方法</u>)</p> <p>第5条 <u>公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞にこれを掲載する。</u></p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p>第6条 <u>発行可能株式総数は、100億株とする。</u></p> <p>(削 る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 <u>単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 <u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p><u>(基 準 日)</u></p> <p>第10条 <u>毎決算期最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載又は記録されている株主をもって、その期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>前項及び本定款に別段の定がある場合のほか、<u>必要があると認めるときは、予め公告して、一定の日時現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とみなすこ</u></p>	<p>(<u>単元株式数、株券の発行及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 <u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>当社は、その株式に係る株券を発行する。ただし、株式等取扱規則に定めるところを除き、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 <u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに次条に定める請求をする権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 <u>株主は、株式等取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(削 る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>とができる。</u> (<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所の選定は、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p>第 12 条 <u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主等に関する諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、手数料その他株式に関する取扱は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、株式取扱規則による。</u></p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所の選定は、これを公告する。</u></p> <p><u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿等に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(<u>株式等取扱規則</u>)</p> <p>第 11 条 <u>株式に関する取扱い、株主の権利行使の<u>手続及び手数料</u>は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>株式等取扱規則</u>による。</u></p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第 13 条 <u>定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供</u>)</p> <p>第 14 条 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議方法)</p> <p><u>第 14 条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定がある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>商法第 343 条に定める株主総会の特別決議については、<u>総株主の議決権</u>の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議 長)</p> <p><u>第 15 条</u> 株主総会の議長は、執行役社長がこれにあたる。</p> <p>執行役社長に欠員又は<u>事故あるときは</u>、<u>予め取締役会の決議をもって定めた順位</u>によりこれにあたる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 16 条</u> 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の<u>議決権を有する株主</u>であることを要する。</p> <p>前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出することを要する。</p> <p><u>第 17 条</u> (略)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 18 条</u> 取締役は、<u>総株主の議決権</u>の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、<u>その決議によって選任する</u>。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(決議方法)</p> <p><u>第 15 条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権</u>の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議 長)</p> <p><u>第 16 条</u> 株主総会の議長は、執行役社長がこれにあたる。</p> <p>執行役社長に欠員又は<u>事故があるときは</u>、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位</u>によりこれにあたる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 17 条</u> 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の<u>株主総会において議決権を行使することができる株主</u>であることを要する。</p> <p>前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出することを要する。</p> <p><u>第 18 条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 19 条</u> 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権</u>の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p><u>第 19 条</u> 取締役の任期は、<u>就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>他の<u>取締役在任中</u>新たに選任された取締役の任期は、他の<u>現任取締役の任期満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(取締役会長)</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役会の<u>決議をもって</u>、取締役会長 1 名を<u>選任する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役会を招集するには、<u>会日より 4 日前</u>に各取締役に対しその通知を発するものとする。但し、緊急を要するときは、これを 2 日に短縮することができる。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役会長は、取締役会を招集し、<u>且</u>つ、その議長となる。</p> <p>取締役会長に欠員又は<u>事故あるときは</u>、<u>予め</u>取締役会の<u>決議をもって</u>定めた順位によりこれにあたる。</p> <p>(相 談 役)</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役会の<u>決議をもって</u>相談役を置くことができる。</p> <p>(責任免除)</p> <p><u>第 24 条</u> 取締役会の<u>決議をもって</u>、<u>商法特例法第 21 条の 17 第 1 項</u>に定める取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>社外取締役との間において、<u>商法特例法第 21 条の 17 第 1 項</u>に定める責任につき、1,000 万円以上で<u>予め定めた額又は同条第 5 項で準用する商法第 266 条第 19 項各号に掲げる金額の合計額のいずれか高い額</u>を限度とする契約を締結</p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>他の<u>取締役の在任中</u>新たに選任された取締役の任期は、他の<u>在任中の取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(取締役会長)</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役会の<u>決議によって</u>、取締役会長 1 名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役会を招集するには、<u>取締役会の日の 4 日前</u>までに各取締役に対しその通知を発するものとする。<u>ただし</u>、緊急を要するときは、これを 2 日に短縮することができる。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役会長は、取締役会を招集し、<u>か</u>つ、その議長となる。</p> <p>取締役会長に欠員又は<u>事故があるときは</u>、<u>あらかじめ</u>取締役会の<u>決議によって</u>定めた順位によりこれにあたる。</p> <p>(相 談 役)</p> <p><u>第 24 条</u> 取締役会の<u>決議によって</u>、相談役を置くことができる。</p> <p>(責任免除)</p> <p><u>第 25 条</u> 取締役会の<u>決議によって</u>、<u>会社法第 423 条第 1 項</u>に定める取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>社外取締役との間において、<u>会社法第 423 条第 1 項</u>に定める責任につき、1,000 万円以上で<u>あらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額</u>を限度とする契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>することができる。</p> <p>(委員会)</p> <p><u>第 25 条 当社は、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。</u></p> <p><u>前項の各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 28 条 執行役の任期は、就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までとする。</u></p> <p>他の執行役在任中新たに選任された執行役の任期は、他の<u>現任執行役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表執行役)</p> <p><u>第 29 条 取締役会の決議をもって、代表執行役若干名を定める。</u></p> <p>(役付執行役)</p> <p><u>第 30 条 取締役会の決議をもって、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役上席常務及び執行役常務を選任することができる。</u></p> <p>(責任免除)</p> <p><u>第 31 条 取締役会の決議をもって、商法特例法第 21 条の 17 第 1 項に定める執行役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(決算期)</p> <p><u>第 32 条 決算期は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>	<p>(委員会の委員)</p> <p>第 26 条 (削る)</p> <p><u>指名委員会、監査委員会、報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 29 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p>他の執行役の在任中に新たに選任された執行役の任期は、他の<u>在任中の執行役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表執行役)</p> <p><u>第 30 条 取締役会の決議によって、代表執行役若干名を選定する。</u></p> <p>(役付執行役)</p> <p><u>第 31 条 取締役会の決議によって、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役上席常務及び執行役常務を選定することができる。</u></p> <p>(責任免除)</p> <p><u>第 32 条 取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項に定める執行役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 33 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当)</p> <p><u>第 33 条 利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は質権者に支払う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p><u>第 34 条 剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>剰余金の配当が交付開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社は、その交付の義務を免れる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p><u>第 34 条 取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配（以下中間配当という。）をすることができる。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第 35 条 利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>(米貨建社債についての名義書換代理人)</p> <p><u>第 36 条 記名式又は記名式となすことができる米貨建社債につき、アメリカ合衆国に名義書換代理人を置く。</u></p>	<p>(削 る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 37 条</u> 取締役会の決議をもって、商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>取締役会の<u>決議をもって</u>、監査役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 35 条</u> 取締役会の決議によって、<u>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号。以下整備法という。)</u>による<u>改正前の商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>取締役会の<u>決議によって</u>、監査役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>取締役会の決議によって、整備法による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 21 条の 17 第 1 項に定める取締役及び執行役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上